

(別添3)

令和7年度再エネ海域利用法改正法に基づく海洋環境等調査方法書作成に向けた調査検討等委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

企画書 作成項目		審査項目	審査基準	配点		採点
					小計	
業務に対する理解度 (様式A)		海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律に関する知見、理解度	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律に関する知見の有無と理解度を評価する。	10		
実施方法等の提案 (様式B)		仕様書 (骨子) 2. (1)	既往知見が少ない中で、調査対象とする項目、手法を選定する方法が具体的に示されているか評価する。	10	40	
			環境影響評価法や発電所アセス省令等に依らない調査方法書のあり方を提案する方針が具体的に示されているか評価する。	10		
		仕様書 (骨子) 2. (2)	具体の海域に応じた事業特性及び海域の特性を踏まえ、必要十分な調査項目及び手法を選定する方針が具体的に示されているか評価する。	10		
			準備書への引き継ぎにあたって、国と事業者が実施する調査内容を仕分ける方針が具体的に示されているか。	10		
業務全体実施フロー (様式C)		業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかについて評価する。	10		
管理技術者 (様式D-1)	技術力	専門技術者の経験等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	5	10	
	専任性	手持ち業務量	令和7年7月1日現在の手持ち業務量が10件以上を0点とする。	5		
業務従事者 (様式D-2)		配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	5		
業務実績 (様式E)		過去5年間に従事した海洋環境影響評価に係る業務の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	5		
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)		提案内容に対する価格の妥当性		5	10	
		積算内訳の妥当性		5		
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況 (様式F)		事業者の経営における主たる事業所 (以下「本社等」という。) での ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。		5		
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (様式G)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法 (以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律 (以下「若者雇用推進法」という。) に基づく認定等 (プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等) の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等 (プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし (※1) 5点		5		

(別添 3)

・えるぼし 3 段階目 (※2) 4 点 ・えるぼし 2 段階目 (※2) 3 点 ・えるぼし 1 段階目 (※2) 2 点 ・行動計画 (※3) 1 点 ※1 女性活躍推進法(令和 2 年 6 月 1 日施行)第 12 条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が 1 人以下の事業主に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ。)。 ○次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4 点 ・くるみん認定 (新基準※4) 3 点 ・くるみん認定 (旧基準※5) 2 点 ・トライくるみん認定 2 点 ※4 新くるみん認定 (改正後認定基準 (令和 4 年 4 月 1 日施行) により認定。) ※5 旧くるみん認定 (改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 5 項の経過措置により認定) ○若者雇用推進法に基づく認定 (ユースエール認定) 4 点			
合計	100		

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の 1 / 2 以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5 点満点の場合	10 点満点の場合	
・秀	5 点	} ×2	
・優	4 点		
・良	3 点		
・準良	2 点		
・可	1 点		
・不可	0 点		